

印西市最重度強度行動障害者特別支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定事業所における最重度強度行動障害者の受入体制の構築を図るため、最重度強度行動障害者に障害福祉サービスを提供する指定事業所に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、印西市補助金等交付規則(昭和53年規則第6号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 最重度強度行動障害者 市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に登録されている次のいずれにも該当する在宅の障害者で、市長が認定した者
 - ア 知的障害の程度が重度又は最重度であること。
 - イ 障害支援区分が区分6であること。
 - ウ 法第20条第2項の規定により行われる障害支援区分の認定に係る調査において、別表第1に掲げる項目に対する状況の程度及び頻度に応じて該当する点数を集計し、その合計が15点以上であること。
 - エ 別表第2に掲げる内容に対する状況の程度及び頻度に応じて該当する点数を集計し、その合計が25点以上であること。
 - オ 市が障害福祉サービスの支給決定をしていること。
- (2) 指定事業所 生活介護を提供する事業所。ただし、障害者支援施設を除く。

(補助対象事業所)

第3条 補助対象となる指定事業所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 最重度強度行動障害者を受け入れていること。
- (2) 障害福祉サービスの報酬に係る算定基準に基づく人員を配置し、かつ、支援に従事する者(都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修修了者に限る。)を配置していること。

(3) 適切な支援計画に基づき支援を行っていること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、利用者1人につき、4,810円に生活介護の提供日数を乗じて得た額とする。ただし、提供日数は年度当たり1人270日を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、最重度強度行動障害者特別支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、当該年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 最重度強度行動障害者の生活介護利用に関する契約書等の写し

(2) サービス等利用計画

(3) 支援に従事する者の強度行動障害支援者養成研修修了証の写し

(交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、最重度強度行動障害者特別支援補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、当該年度末までに最重度強度行動障害者特別支援補助金実績報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定等)

第8条 市長は、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、最重度強度行動障害者特別支援補助金確定通知書（別記第4号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、最重度強度行動障害者特別支援補助金請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。